

改正

平成24年3月27日規則第12号

木更津市路外駐車場に関する届出等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の施行に関し、法、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）及び駐車場法施行規則（平成12年運輸省・建設省令第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(管理規程の届出)

第2条 法第13条第1項及び第4項の規定による届出は、路外駐車場管理規程（変更）届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

(休止等の届出)

第3条 法第14条の規定による届出は、路外駐車場休止（廃止・再開）届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第4条 法第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（別記第3号様式）とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第12号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条）

路外駐車場管理規程（変更）届出書

年 月 日

木更津市長 様

駐車場管理者の氏名
又は名称及び住所

駐車場法第13条（第1項・第4項）の規定により、別添のとおり管理規程を（定め・変更し）たので届け出ます。

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 供用開始日（変更日）

年 月 日

4 管理規程

（別添のとおり）

第2号様式（第3条）

路外駐車場休止（廃止・再開）届出書

年 月 日

木更津市長 様

駐車場管理者の氏名

又は名称及び住所

駐車場法第14条の規定により駐車場の全部（一部）を次のとおり休止（廃止・再開）したので届け出ます。

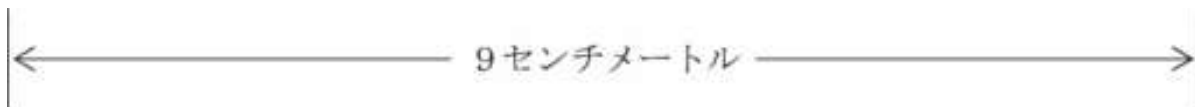
1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 休止（廃止・再開）日

年 月 日

第3号様式（第4条）



9センチメートル

(表)

第	号								
				交	付	年	月	日	
				有効期間		交付日から	1ケ年		
所	属								
職	名			氏	名				
				生年月日		年	月	日生	
				立	入	検	査	証	
									木更津市長



6センチメートル

(裏)

この証票を携帯する者は、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づき立入検査を行うことができる。

駐 車 場 法（抜 粋）

第18条 都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。